

令和4年壱岐市議会定例会2月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	1
第1日（2月10日 木曜日）	
議事日程表（第1号）	3
出席議員及び説明のために出席した者	3
再 開（開議）	4
会議録署名議員の指名	4
審議期間の決定	4
発言の申し出（市長の報告）	5
議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第5号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第15号）	6
市長報告	19
散 会	29

令和4年壱岐市議会定例会2月会議を、次のとおり開催します。

令和4年2月3日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

- 1 期 日 令和4年2月10日（木）
- 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

令和4年壱岐市議会定例会2月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	2月10日	木	本会議 (10:00~)	○再開 ○審議期間の決定 ○議案審議 (質疑、委員会付託省略、討論、採決) ○市長報告 ○散会 ○会議録署名議員の指名 ○議案の上程、説明

令和4年壱岐市議会定例会2月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第5号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第15号）	省 略	原案のとおり可決 (2/10)

令和4年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 会 議 会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和4年2月10日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	4番 山口 欽秀 5番 中原 正博
日程第2	審議期間の決定	1日間 決定
日程第3	議案第5号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算 (第15号)	財政課長 企画振興部長説明、 質疑あり、委員会付託省略、 討論なし、可決
日程第4	市長報告	市長報告、質疑あり

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (15名)

2番 樋口伊久磨君	3番 武原由里子君
4番 山口 欽秀君	5番 中原 正博君
6番 山川 忠久君	7番 植村 圭司君
8番 清水 修君	9番 赤木 貴尚君
10番 音嶋 正吾君	11番 小金丸益明君
12番 鵜瀬 和博君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員 (1名)

1番 森 俊介君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 山川 正信君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

森俊介議員から欠席の届出があっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和4年壱岐市議会定例会2月会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員を会議規則第88条の規定により、4番、山口欽秀議員、5番、中原正博議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。2月会議の審議期間は本日1日としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、2月会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

ここで白川市長より発言の申出があっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。令和4年壱岐市議会定例会2月会議の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、変異株オミクロン株により全国的に感染が拡大しており、35都道府県でまん延防止等重点措置が適用されている状況でありましたが、2月5日には過去最多となる10万1,713人の新規感染者を記録するなど極めて憂慮する状況にあることから、2月13日までの適用期間であります長崎県を含む13都県については、適用期間延長の協議がなされているところであります。

長崎県においては、2月7日に全市町に対し意見聴取が行われ、その後専門家の意見等を踏まえ、国へ県下全域における適用期間の延長が要請され、3月6日までの適用期間に決定される見込みであります。

本市の感染状況といたしましては、令和2年3月14日に感染が確認されて以来、昨年12月31日までの1年10か月の間で108例の感染が確認されておりましたが、令和4年に入り児童生徒への感染が広がり、家庭内感染及び施設でのクラスターが発生するなど爆発的に感染が拡大し、1月10日から昨日2月9日までの僅か1か月間で114例の感染者が確認され、これまでの合計は222例となっております。

これまでのまん延防止等重点措置に基づく対策の実施並びに飲食店等における1月28日からの時短及び終日酒類の提供を行わないこと等により、飲食の場における感染が減少し、新規感染者数は減少の兆しが見られるなど効果は現れているものと考えておりますが、島外からの広がりが懸念されることから、いまだ予断を許さない状況にあります。市といたしましても、引き続き長崎県をはじめ関係機関等と連携を図り、感染拡大防止に向け全力で取り組んでまいります。感染拡大を抑えるためには市民皆様お一人お一人の行動が大切になります。市民皆様の御理解御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、損害賠償請求事件につきましては、控訴期限が去る2月2日まででありましたので、翌2月3日、代理人弁護士を通じて長崎地方裁判所に確認したところ、原告からも控訴はないということでしたので、この判決は確定いたしました。その後、確定判決に基づき所定の手続きを進め、2月7日に原告への損害賠償金等の支払いを終えたところであります。

次に、緊急経済対策事業についてであります。先ほど申し上げましたとおり、1月26日に長崎県下全域がまん延防止等重点措置区域に指定され、28日には飲食店等への営業時間短縮要請及び終日にわたる酒類提供の自粛が要請されたところであります。指定から2日後には飲食店等への要請開始という非常に短い準備期間となり、飲食店事業者の皆様、利用される市民皆様には大変御迷惑をおかけすることとなりましたが、県下全域で加速度的に感染が広まる状況の中、一

日でも早く感染拡大を抑制したいという思いから、今回非常に厳しい日程での実施とされたところであり、御理解賜りますようお願い申し上げます。

これに伴い、対象となる飲食店等が全日程で営業時間短縮要請及び酒類提供自粛に協力した場合の協力金支給に係る所要の予算を、また、今回飲食店において終日にわたり酒類提供の自粛を要請されたことにより、甚大な影響を受けている市内酒類販売事業者に対しまして支援金を支給することとし、所要の予算を計上いたしております。

さらに、全国的な感染拡大による各都道における往來の自粛要請や各観光キャンペーンの停止などに伴い、特に宿泊事業者においてはキャンセルが相次ぎ甚大な影響が出ている状況から、緊急的な経済対策として宿泊施設の市民皆様の利用を喚起する支援策、島民限定宿泊キャンペーンの第3弾を実施することとし、所要の予算を計上いたしております。

なお、まん延防止等重点措置の適用延長が正式決定された場合、飲食店等における営業時間短縮要請等も延長されるため、この協力金並びに事務費等に係る予算につきましては現在長崎県において精査されているところでありますので、今後固まり次第予算編成を行うことといたしております。

いまだ収束の兆しが見えない新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている事業者は、幅広い分野の業種となっております。そのような多くの事業者を救済するべく、国は事業復活支援金を創設いたしております。これは、令和3年11月から令和4年3月までの月間売上高が3年前からのいずれかの年の同じ月と比較して30%以上減少していれば業種や所在地を問わず対象となり、事業規模に応じて給付金を受け取ることができます。これまでの月次支援金等に比べても要件が緩和され、支援金の額も増額されておりますのでぜひ活用頂きますようお願いいたします。

さて、本日提出いたしております案件は、一般会計補正予算に係る案件1件であります。御審議頂き、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第3. 議案第5号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第3、議案第5号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第15号）を議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、財政課長及び担当部長が説明いたしますのでよ

ろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） おはようございます。議案第5号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第15号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,009万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億8,550万6,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により長崎県全域がまん延防止等重点措置区域の対象区域となり、飲食店等への営業時間短縮要請がなされたことに伴う協力金及び壱岐市独自の緊急経済対策事業について追加の補正を行うものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。4ページ。

第2表繰越明許費補正の1、追加で、2款1項新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金2,965万1,000円と観光需要喚起対策事業1,600万円は、事業完了が令和4年度となるものでございますので、繰越明許費の追加として計上いたしております。繰越事業の完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては、別紙資料1、令和3年度2月補正予算（案）概要の4ページに記載しておりますので御参照ください。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について、8ページから9ページをお開き願います。

15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回の補正に係る市負担部分に充当するもので、4,652万8,000円を計上しております。

16款2項5目商工費県補助金の長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金は、今回のまん延防止等措置に伴う営業時間短縮要請に応じた事業者に対する協力金支給に係る費用について、国の補助金を含めた10分の9を長崎県が補助するもので、1億3,356万6,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

今回の補正予算の事業内容につきましては、別紙資料1、令和3年度2月補正予算（案）概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款1項12目新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮事業は、まん延防止等重点措置区域の適用を受け、長崎県知事から営業時間短縮・酒類提供自粛の要請に応じた飲食店等に対し協力金を支給するもので、1億4,808万4,000円を計上しております。

次の新型コロナウイルス感染症対応事業費酒類販売事業者支援金は、営業時間短縮と酒類提供の自粛の要請に応じた飲食店との取引により影響を受けている酒類販売事業者に対し支援金を給付するもので、1,601万円を計上しております。

次のページをお開き願います。3ページ。

同じく2款1項12目観光需要喚起対策事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている宿泊事業者に対する支援策として、宿泊施設の市民利用を促すための島民限定宿泊キャンペーンを実施するもので、1,600万円を計上しております。

以上で、議案第5号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第15号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） おはようございます。議案第5号壱岐市一般会計補正予算（第15号）に計上しております第11弾壱岐市緊急経済対策事業について御説明申し上げます。

資料2、議案第5号関係資料の1ページ目をお開き願います。

実施事業の意義でございますが、本市へのまん延防止等重点措置の適用に伴い、飲食店等への営業時間短縮要請に伴う協力金を支給するものでございます。また、飲食店等での終日にわたる酒類の提供の停止及び全国的な不要不急の外出自粛要請の影響を受ける事業者を救済することを目的として各種事業を実施するものでございます。

補正予算の額は1億8,009万4,000円となっております。

補正予算の内訳は記載のとおりでございます。

次に、2ページ目をお開き願います。

これより事業の詳細について御説明申し上げます。

まず、壱岐市飲食店等営業時間短縮協力金（第4期）でございます。

事業概要は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、壱岐市内へのまん延防止等重

点措置の拡大適用を受け、長崎県知事からの営業時間短縮等の要請に応じた飲食店などに対し、協力金を支給するものでございます。

要請期間は、令和4年1月28日から2月13日までの17日間です。

対象施設は、飲食店及び遊興施設でございます。

要請概要は、1つ目として、営業時間を午後8時までに短縮、2つ目として、終日酒類の提供を行わないこととでございます。

協力金の支給額でございますが、要請期間の全期間で営業時間の短縮に協力された店舗に対し、店舗の事業規模、売上高に応じて店舗ごとに支給するものでございまして、個人事業主を含む中小企業で1日当たりの売上高が7万5,000円以下であれば協力金は1日当たり一律3万円、7万5,000円を超えて25万円未満であればその4割、25万円以上であれば上限10万円が支払われることとなります。

なお、1日当たりの売上高は、平成31年、令和2年、令和3年のいずれかの年の1月及び2月の売上高より算出し、総支給額は1日当たりの協力金の額に17日を乗じた額でございます。

大企業につきましては、1日当たり上限20万円の支給となっております。

所要予算額につきましては、1億4,808万4,000円で、内訳は協力金が1億4,518万円、事務費が290万4,000円で、財源は国からの補助金を含む長崎県からの補助金が1億3,356万6,000円で、市の負担分1,451万8,000円については、全額国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることといたしております。

申請期間は令和4年2月14日から3月25日までで、申請は市役所商工振興課へ郵送でお願いをしております。

なお、支給事務が令和4年度にかかる可能性があること、また、県補助金が年度をまたいで市へ支出されることなどから、本予算はその一部を令和4年度へ繰り越すことといたしております。

次の3ページ目でございますが、支給額の計算例を記載しておりますので、御参照を頂ければと思います。

なお、対象飲食店等につきましては、県から直接通知やお知らせなどが郵送をされております。また、冒頭の市長の御挨拶の中でもありましたとおり、まん延防止等重点措置の期間が延長される見通しでございまして、国において正式に決定され次第、また飲食店等に対する営業時間短縮要請があるものと考えておりますが、協力金等の所要の予算につきましてはこの決定を受け編成してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、4ページ目をお開き願います。

壱岐市酒類販売事業者支援金でございます。

事業概要は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、壱岐市内へのまん延防止等重

点措置の適用を受け、県の営業時間短縮と酒類の提供を行わない要請に協力した飲食店との取引により影響を受けている酒類販売事業者——酒造業も含まれますが——に対しまして支援金を給付するものでございます。

対象者は市内の酒類販売事業者で、令和4年1月または2月の売上高が平成31年、令和2年、令和3年のいずれかの年の同月の売上高に対しまして、30%以上減少している事業者としております。

支援金の額は1事業者当たり上限20万円、支援金の算出方法は基準年月の売上高から令和4年の同月の売上高を差し引いて2を乗じた額としております。ただし、1月当たりの上限額が10万円でございますので、支援金の合計は上限20万円となります。

所要予算額につきましては1,601万円で、内訳は支援金が80件の20万円で1,600万円、事務費が1万円で、財源は全額、同様に地方創生臨時交付金を当てることといたしております。

申請期間は令和4年2月14日から3月18日までで、市役所商工振興課へ郵送での申請をお願いしております。

なお、周知につきましては、関係団体などを通して行う予定といたしております。

次に、5ページ目をお開き願います。

島民限定宿泊キャンペーン第3弾でございます。

事業概要は、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染急拡大、第6波により、特に宿泊事業者においては甚大な影響が出ており、緊急的な経済対策として宿泊施設の市民利用を喚起する策としてこれまで2回実施し、効果のあった島民限定宿泊キャンペーンの第3弾を実施するものでございます。観光インフラを維持存続させることを目的とし、あわせて1泊2食を基本とすることで壱岐産食材等の消費拡大による経済活性化も目的といたしております。

支援対象は、市内宿泊事業者及び関連事業者でございます。

支援額は宿泊料金の半額で、最大で6,000円を上限としております。

なお、過去2回の島民限定宿泊キャンペーンの利用実績に基づき、旅館業法での簡易宿所——これは民宿等でございますが——利用促進のため、期間内に2回宿泊した方でうち1回はこの簡易宿所、民宿等を利用された方、また、アフターコロナを見据え、宿泊施設の魅力をインスタグラムで発信された方へ、抽選で壱岐産品が当たるキャンペーンを実施し、利用促進と壱岐産品の消費拡大等を図るものでございます。

そのほか、その他でございますが、目標は2,000人泊とし、対象施設は市内の宿泊施設で、長崎県が官民一体のチームで取り組む安心安全のための認証制度であるチームナガサキセーフティ認証施設といたしております。

宿泊プランは、これまで同様壱岐産食材消費拡大の観点から1泊2食付を基本とし、ビジネスホテルは1泊朝食付といたしております。

利用対象者は壱岐市民の方で、原則2人以上としております。なお、感染拡大防止のため、当面の間は御家族または普段一緒におられる方での御利用をお願いをいたします。

実施期間は、開始を市内感染の収束等、感染状況を見て判断し、ゴールデンウィーク前までを想定しておりますが、これについては感染状況や利用状況などを踏まえ判断してまいります。開始する前には、事前に市民皆様にお知らせをいたします。

また、県民限定キャンペーン及びGoToトラベルが早期に再開した場合は、これまで同様に事業促進のため本事業と併用可といたします。この場合、料金が変わりますので、市ホームページなどでお知らせをいたします。

所要予算額につきましては1,600万円で、内訳は支援金、壱岐産品で1,565万円、事務費が35万円で、財源は全て同様に地方創生臨時交付金を充てることといたしております。

周知方法でございますが、市ホームページ、市公式LINE、ケーブルテレビ、また、全戸チラシの配布などで周知を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今回の議案に先駆けて、全体としてのコロナの感染状況、それから今後の取組について質問をして、具体的には議案の中身の質問を次にしたいと思います。

まず、この間、1月10日から感染者が出て、一気に市内で感染者が広がりましたが、初期の頃は細かく議員のタブレットに報告がありましたが、最近は人数というだけで細かい報告がないんですが、その辺りの状況の把握ができているのか。とりわけ今日の時点で入院者がどのくらい、何人あるのか。それから、隔離施設に何人あって、それから自宅療養の方がどのくらいあって、元気になられてもう仕事等についていらっしゃると、そういう感染状況をお知らせ願いたいと。

それから、デルタ株からオミクロン株への感染の推移があるわけですが、壱岐の患者の方のオミクロン株の感染はどのような状況なのか、その辺の把握がされているのかということをお聞かせください。

それから、この間、小学校、中学校、高校、とりわけ小学校への感染があつて、学級閉鎖等ありましたが、その感染の状況の中で今後の対応でどのような対応にされていくということになったのか。それから、保育園も同様に感染が広がっているということで、保護者の方の就労にも影響が出ているというふうなことも聞きますので、小中高、それから保育園、幼稚園の感染状況、それから今後の対応についてどのようなお考えかお聞かせください。

それから、ワクチン接種について、全国的にも第3回のワクチン接種が遅れているというふう
に言われていて、急ぐ必要があるというふう思うわけですが、壱岐市でのこれまでのワクチン
接種、3回目の接種はどこまで進んでいるのか。そして今後、個別接種、集団接種が進むとい
うふうに予想されるんですが、どういう形で進むということか。とりわけ前倒しでの接種
が求められると思うんですが、どのようなテンポで市民に接種をされていくか。接種券がもう送
られてきた人がいるわけですが、接種を申し込んでも電話が繋がらない。10分以上もも
うずっとこう出るまで待たないかんというようなことがあるということですので、速やかな
接種を予約できるような体制等もう一度必要ではないかなということですが、今後のワク
チン接種の取組の方針をお聞かせください。

それが全般的なコロナ状況に対する、まず質問です。

第1議案について、まずいいですかね。その次に、壱岐市飲食店の営業時間短縮協力金につい
ての、まずこの議案に対する質問であります。これ第4期ですので、これまでの協力金の支給状
況、どのくらいのこの7万5,000円以下の個人業者、どのくらいなのかというようなところ
でのその実績をまずお知らせください。そして、これだけ時間が続くと、もう営業そのものを
もう辞めようかというような声もあるわけですが、この3万円の、1日3万円だと1か月でも
10万円満たないということで、中には経営がもう、生活も成り立たないというような声もある
わけですが、そういう状況の中で支援の規模について今後検討の課題としてあるのかなのか、
その辺りをお聞かせください。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問にお答えします。

質問の数が多ございました。担当部長もそれぞれ分かれておりますので、それぞれの部門で回
答させていただきたいと思っております。

まず、最初に御質問頂きました感染状況についてでございます。

1月10日以降の感染につきまして、2月9日現在の数字で報告をさせていただきます。感染
者数が114名で回復者数が92名でございます。そして、療養中が22名でございます。その
内訳といたしましては、入院が4名、宿泊施設での療養が7名、自宅療養者が11名となってお
ります。

次の質問でございますけれども、感染者の確認方法等について、その情報の提供の在り方につ
いて御質問を頂いたところでございます。現在、感染者の確認方法につきましては、まず発熱外来
の場合と、そして行政検査の場合という形で2種類分かれておるところでございます。本人が直
接壱岐病院へ行きまして、発熱外来により検査を実施、陽性を確認をされた場合のみ壱岐保健所

へ連絡があるようになっております。

行政検査の場合は、壱岐保健所の疫学調査により濃厚接触者に設定された場合、行政検査として壱岐病院にて検査を実施をいたします。そして、検査結果が壱岐保健所へ連絡をされるということになります。

検査の時間帯におきましては、病院の都合にもよりますけども、現在のところ10時、11時、13時、14時、15時、16時の時間帯で実施をされております。壱岐保健所と壱岐振興局、そして壱岐市危機管理課が窓口になっておりますけども、その連携の状況といたしましては、危機管理課は朝9時半頃壱岐保健所に毎日出向きまして、その日の行政検査数の実施予定が何件あるかを確認をしております。そして、検査の有無に関わらず12時前に再度壱岐保健所に出向き、検査の実施状況、結果を聴取をしているところでございます。発熱外来等で壱岐保健所も事前に把握をしておらず、危機管理課も把握できない場合もございます。その際は、壱岐病院から壱岐保健所へ、そして壱岐振興局総務課へ、そして壱岐市の危機管理課への連絡体制を取っておるところでございます。

検査の有無に関わらず、毎日午後5時前に壱岐保健所に出向きまして、その日の検査状況、行政検査数、感染者数、回復者数及び宿泊療養施設の状況を確認をしております。その内容を市長へ報告をいたしまして、午後6時5分の告知放送により市民へお知らせをいたしております。同時に、壱岐市ホームページ、フェイスブック、LINE等のSNS及びケーブルテレビを活用して、市民にお知らせをしているところでございます。

長崎県においては、感染が確認された人数等、感染者、クラスター等の情報を翌日の午後3時に公表しておりますけども、壱岐市においては、壱岐振興局の御理解を頂きながら、感染者の人数と行政検査の数、そして回復者数だけでございますけども、当日の午後5時現在の6時5分にお知らせをしているところでございます。

そして、次の質問でございますけども、感染者や家族に対するサポート体制ということでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染者につきましては、医師に無症状、軽症と診断され、入院不要と指示された方は本来宿泊施設で療養することが原則であります。感染拡大により療養者が急増した場合など、自宅療養になる場合がございます。今回の質問では、このように自宅療養になった感染者や家族に対するサポート体制についての御質問ということで回答させていただきます。

長崎県医療政策課では、自宅療養となった場合、御自宅で安心して過ごしていただけるためのマニュアルとして、冊子、パンフレットが作成をされておまして、壱岐保健所より感染者の方へ配付及び説明をされております。具体的な内容は、自宅療養の大まかな流れ、療養期間のほか、

療養中に注意していただきたいこと、同居している家族への配慮、注意等が記載をされております。また、健康状態を確認するために健康観察記録表を活用いたしまして、毎日2回朝夕の体温測定、そして毎日3回朝昼夕の健康状態の確認及び酸素飽和度の測定をお願いし、確認作業を行っております。

なお、生活支援、これは食料等の支援といたしましては、御希望の方に対し1週間分の食料品セットを提供することになっておりまして、昨年までは壱岐保健所が配付をしておりましたが、本年1月からは感染者が急増したことから壱岐市の危機管理課で対応しているところでございます。1月21日以降、2月7日までの間、22世帯45名分の感染者宅へ食料品を配達をしております。また濃厚接触者1世帯につきましては、乳児のミルク等の購入、配達も支援をしております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。私のほうからはワクチン接種につきまして報告をさせていただきます。

まず、接種状況でございますが、2月7日現在、初回接種、1回目、2回目の接種につきましては、12歳以上の90%以上の方が接種を終えられております。残りの方々のフォロー接種につきましては、今現在、長崎県壱岐病院において随時実施をさせていただいておるところでございます。追加接種、3回目につきましては、2月7日現在、約8%の方々が接種を終えられておるところでございます。

次に、個別接種、集団接種についてでございますが、個別接種につきましては昨年の12月から医療従事者の方々の接種を始め、1月からは高齢者施設の入所者への接種を行い、2月の3日には高齢者施設の入所者の方々の追加接種は終了をいたしております。また、今週2月7日からは、一般高齢者の接種も14の医療機関のほうで実施がなされておるところでございます。3月以降につきましても、2回目接種完了からのおおむね7か月以上あるいは6か月以上の方々に接種券を発送をしまる予定にいたしております。

次に、集団接種でございますが、集団接種につきましては、3月から毎週日曜日に開設をするように予定をいたしております。実施場所につきましては壱岐の島ホールを予定をしておるところでございます。

次に、予約状況についてでございますが、予約状況につきましては、3回目接種からはコールセンターの予約に加えて、ウェブでの予約を受け付けております。今のところ割合としましてはやはりコールセンターへの予約が多いという状況でございますが、ぜひウェブでの予約の方が簡単にできる場合もございますので、ウェブ等お使いの皆様には御利用をお願いしたいと思います。

また、コールセンターの予約につきましても、郷ノ浦、石田の方々には月曜日、水曜日、金曜日の予約、また勝本、芦辺の皆様には火曜日、木曜日、土曜日の予約など、分けて予約をしていただきますよう周知を行っておるところでございます。コールセンターにつきましても人数を5名体制に増やしておりますが、なかなか山口議員言われるように待ち時間があるというふうな御意見もいただいております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 山口議員の学校の感染状況あるいはその対策等についてのお尋ねについて回答いたします。

御承知のように、昨年12月までの感染状況は108例あった中で、学校に登校します児童生徒の感染は大変少のうございました。10人足らずで。それも感染をした方が大人、保護者であって、その部分からの感染があって、その家族の中でとどまっていたというのが事実で、学校に登校することによってほかの児童生徒に感染状況が広まったというのがありませんでした。これは、これまで家庭と学校とが連携をしながら感染対策を徹底してやってきた成果ということで受け止めておりましたが、今回、1月の10日ぐらいから起こりました感染状況の中では、それと違った事が起きました。つまり、それは家庭の中で感染をされたであろう児童が登校したことによって、その感染力が同級生等を中心にして広がったと。言わばクラスターという形に保健所のほうから指導を受けている形が出ました。そういう中で数的には、今急いで集計したので約で答えさせていただきたいと思いますが、小学生が約28名ぐらいになっております。中学生は3名にとどまっております。なお、就学未満の幼稚園、保育所、乳幼児等が今のところ約13名ということで私のほうは把握をしております。こういった形で、中学生等が接触状況にはあったものの感染には至らないという状況が一つこれまでと違った形と言える判断をしており、小学生も低学年から乳幼児等がこの感染にはかかりやすいのかなということを私なりに分析をし、各学校、幼稚園等への指導等に活用しているところでございます。これまでどおり学校に登校したことによって広がったというのは1例でございます。1つの例だけでございます。壱岐市内の1つの学校でそういう状況があり、ほか、感染をした児童生徒についてはやはりほとんど家庭、地域等での接触がもとでということになる、そう判断しておりますので、これまでどおりの家庭と学校との感染予防拡大対策を徹底して続けていただけることでまずは防止できるという見通しのもと、学校も自信をもって対策を徹底する。御承知のように、朝検温をする、マスクの着用、手洗い、施設等の消毒、そして適切な距離を持って生活をさせる学校。そして、なおかつ換気をさせるとか、そういうもう基本的なことをまず徹底をし、それこそ体育の時間でもマスクを可能な限り着用させて接触をする分が、かつてのデルタ株よりも今度のオミクロン株は距離が3分の

1に感染力がなるということ等も専門家のお話を基にしながら採用して学校生活の中で生かして、学校内における感染の防止に努めるよう力を入れているところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） 山口議員の保育所での発生状況についての御質問について御回答させていただきます。

保育所等におきましては、症状のある子供等が施設へ登園していたことにより対応した例が2例発生しておりまして、1例は臨時休業、1例は1クラスのみ閉鎖をさせていただいております。あと個々の人数については私も現在把握しておりませんので、人数についてはここではちょっとお答えできないので申し訳ございません。

ただ、本来保育所や放課後児童クラブは、保護者等の御家族が就労等の事情により家庭で保育ができないため保育を必要とするお子様をお預かりするものでございますので、小まめな消毒や換気による施設管理と手指消毒等の指導など感染予防対策を徹底しながら、開所することを原則といたしております。現在、市内での感染拡大及び県下にまん延防止等重点措置が適用されている状況等鑑みまして、2月の13日までなるべく御家庭で保育いただくようお願いをしているところでございます。自粛された場合、その期間の副食費等については減額することといたしております。これまでの自粛の状況でございますが、土曜日で8割、平日で3割程度の御協力を頂いているところでございます。

感染者発生時の対応につきましては、新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応フロー図を他市の事例を参考に作成し、職員、園児、その家族の初動についての流れを各園及び保護者へ周知を行っているところでございます。

御質問の休園の判断基準等の指針につきましては、国・県より示されたものはございませんが、施設において陽性者が症状がありながら登園、出勤していた場合には、臨時休園等についてその状況に応じて検討することとしておりまして、その規模や期間については保健所の指導を仰ぎながら決定することといたしております。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の営業時間短縮協力金のこれまでの実績と今後の経済対策というようなことの御質問でございました。

まず、営業時間短縮協力金のこれまでの実績でございますが、まず第1期としては8月10日から24日まで、これは14日間でございますが、支給額といたしましては7,646万8,000円、これは204件でございます。第2期といたしまして、8月24日から9月6日、これも14日間でございますが、金額といたしましては7,302万6,000円、208件でございます。第3期といたしまして、9月7日から9月12日まで、これは6日間でございますが、

支給額といたしましては3,205万2,000円、210件でございます。今回、第4期につきましては、県の試算等を踏まえまして213店舗を見込んでいるところでございます。

また、今後の支援、経済対策等々の御質問でございますが、まずは冒頭、市長の御挨拶にもございましたように、事業復活支援金がございます。これは、例えば中小法人で年間売上高が1億円以下で、11月から3月までの売上高で減少率が50%以上の場合100万円、そして30%以上から50%未満については60万円、個人事業者の方につきましては、減少率が50%以上の場合50万円、30%以上50%未満については30万円ということになっておりまして、まずは県のほうもこの事業復活支援金の活用を周知をされているところでございまして、申請のサポート会場につきましても壱岐振興局内に新たに設置をされているというような状況でございます。

また、本日でございますが、壱岐市緊急経済対策会議を開催をすることといたしておきましては、この会議の中で御意見等を踏まえまして、今後の経済対策等についてはまた検討をしてみたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ありがとうございます。まず、コロナ感染拡大の状況のところはかなり答弁していただきましたが、壱岐の場合オミクロン株の感染というのは100%というようなことで考えていらっしゃるのか、その実態はということで答弁されなかったのを聞かせていただければと。

それから、やっぱりワクチン接種が今後どう進むかということがこの今の感染拡大をどう止めていくかということにつながると思うんです。そういう意味で、今のところ8%の状況ということで今後接種が始まるということですが、どの程度までにやっぱり接種を広げていくのかということですよ。何となく、今1回目、2回目と同じようなテンポでやるのではなくて、もう少しテンポを上げて早急にワクチン接種、やっぱり3回目ということで効果があると。1回目、2回目、もうワクチンの効果が落ちている中で3回目が必要だということが言われてるわけですから、その辺りの意気込みというか取組を求めたいと思います。

それから、小学校の感染者、それから乳幼児の感染者が今までになく多いということでかなり心配をして状況を聞いとるんですけども、とりわけ保護者の就労との関係で、お母さんたちが働けないというようなことで生活に困窮されるというようなことも考えられるので、その辺りの給与の補填というか、そういう支援制度があると思うんで、そういうコロナ感染された家庭へのそういう支援というのが求められると思いますが、その辺りの検討をぜひ進めていただけたらと。

それから、時短協力金についてですが、200件近くの方が申請されて、今回もその辺りされると思うんですけども、速やかに申請が行き届いて申請が届き次第支給される。また延長されま

すので、延長に対しても速やかに対応されるように、市のほうで対応していただきたいということ発言して終わります。

○議長（豊坂 敏文君） オミクロンの関係。オミクロンの実態。総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

オミクロン株の割合ということについての御質問ですけれども、実際感染者数が増加した原因としてはこのオミクロン株に置き換わってきているということは私たちも話をお伺いはしてるところでございますけれども、実際壱岐市の感染者のうちにオミクロン株がどの程度かという正確な数字については公表等頂いていないところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山口議員の再質問のワクチン接種の加速化への取組でございますが、先ほど申し上げましたように、3月以降につきましても2回目接種完了から7か月以上あるいは6か月以上の方々に前倒しを可能な限り行いながら接種券を送ってまいりたいと思っております。その辺も含めまして、医師会の先生方と御相談をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 支給等のことでお話ございましたが、まず今回の時短営業協力金につきましては1日3万円ということ、そしてその3万円からでございますが、今回の期間でいきますと17日で約51万円程度になります。また、それが延長された場合につきましては、現在21日というようなことになりますので、3万円の場合でいきますと63万円、合計で114万円ということになりますが、今回のこの支給につきましても、これまでの第1期、第2期、第3期もそうでしたが、受付から約1週間程度での支給の事務をこれまで行っておりますので、今回につきましてもできるだけ迅速に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今回のように、コロナの急変の状況をやっぱり市民も適宜適切に知りたいと、今後ワクチンはどうなるんだというようなことでかなり不安を抱えていらっしゃるのです、そういう意味では市長の6時からの放送ももう少し内容を充実する不安にきちんと答える内容とか、それからこの議会でも、今回要求してこういう形で質問させていただきましたが、進んで報告していただいて、それに対して我々議員が質問するというような形も今後取っていただきたいなということ、今までありませんでしたので、ぜひそういうことも要望して私の質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4. 市長報告

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第4、市長報告を議題とします。損害賠償請求事件（民事訴訟）の判決が確定していますので、この件について市長の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日は、平成28年5月の株式会社壱岐産業指名回避に関わる訴訟について、令和4年2月3日に判決が確定いたしましたので、これまでの経過と結果について御説明、御報告を申し上げます。

初めに、これまで市民皆様に御心配、御不安をおかけいたしましたことを心からお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

さて、平成31年2月15日に提訴された原告、株式会社壱岐産業、被告、私白川博一及び壱岐市の損害賠償民事訴訟の判決について、控訴期限である令和4年2月2日までに原告、被告双

方が控訴を行わなかったことにより、判決が確定いたしました。

この件について遡りますと、平成28年4月市長選挙後の市公共工事入札における指名回避について、原告から平成29年1月、市長である私と当時の副市長に対し、公務員職権濫用罪（刑事事件）として長崎地方検察庁へ告訴がなされました。これにつきましては、平成30年に不起訴となりましたが、これを不服として、原告は平成30年6月に長崎検察審査会へ申出を行いました。しかしながら、長崎検察審査会においても再び不起訴となったところであります。

その後、平成31年2月に、原告から壱岐市及び私に対し、民事訴訟（損害賠償請求事件）が提訴されました。提訴の内容は、「指名回避により廃業に追い込まれたので、壱岐市及び白川博一は連帯して損害額2,047万4,785円を支払え」というものであります。

経過について御説明をいたします。

平成28年5月に壱岐市が発注した公共工事について、壱岐市建設工事の指名基準第3条第1項第5号「市長が受注者として不相当であると認めるときは指名しないものとする」に基づき、この工事については指名回避を行ったところであります。その理由といたしましては、市政に対する痛烈な批判のみならず、私個人に対する誹謗中傷が繰り返されるなど信頼関係が築かれないことから、公共工事の相手方として誠実な契約の履行が見込めないこと、さらには、原告の経営状況等を踏まえたことを加え、指名回避を行ったことを訴えてまいりました。

一方、原告としては、市長選挙における相手候補を応援したことを理由に本件指名回避が行われたことを要因として、実質的に廃業に追い込まれ、これらに伴う損害金として合計2,047万4,785円の損害を被ったと訴えられておりました。このことについては、本件指名回避が市の指名基準によるものであること、原告が廃業した理由は本件指名回避が要因ではないことなどを訴えてきたところであります。

これらの争点について、双方主張を行い、私どもといたしましても情報提供者2名の証言者に出廷頂いたところであります。

しかしながら、判決においては、本件指名回避には壱岐市長である私が恣意的に行ったものと解さざるを得ないこと、裁量権、すなわち行政を進める中で、市長に許される判断の余地、許容範囲の逸脱、濫用があったと言えることから、それに基づく損害額として、私の任期中は指名がなされないと思われるとして、4年間分合計299万4,956円が損害額になるとの判決内容でありました。

裁判の過程において、指名回避はその工事に限ったものであり、4年間も続くものではなく、指名回避から3か月後の廃業には結びつくものではないことなど主張いたしましたが、結果として壱岐市及び私の主張は認められませんでした。

一方、白川博一個人に対しての不法行為による損害賠償請求については、被告白川は市長の職

務として行った行為であるから、国家賠償法の規定により、賠償責任は負わないとされました。しかしながら、国家賠償法は当該公務員に求償権を有するとされていることから、壱岐市は白川博一に対し求償権を行使し、損害賠償金、遅延損害金及び弁護士費用等の合計額520万7,389円について請求を行い、私は昨日2月9日までにその全額の支払いを完了したところでございます。

以上がこれまでの経過と判決結果でございます。

結果として、刑事訴訟と民事訴訟の判断は分かれ、平成29年1月の刑事訴訟からこれまで5年間にわたり検察庁や裁判所において誠実に細部に至るまで御説明申し上げてきたところではありますが、市民皆様にその内容を御説明申し上げるには限界もございます。これまでの全ての内容を精査された結果がただいま申し上げた判決内容でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

今回の判決を受け、判決内容を精査した結果、全てを承服できるものではございませんが、判決の言渡しから2週間という期限の中で、顧問弁護士等とも協議を重ね、熟慮した結果、市政の円滑な運営を図るため、控訴を行わないことを決断いたしました。控訴期限は去る2月2日まででありましたので、翌2月3日、代理人弁護士を通じて長崎地方裁判所に確認したところ、原告からも控訴はないということでしたので、この判決は確定をいたしました。

私は、今回の判決結果を重く受け止め、顧問弁護士や議長等からも意見等を頂きながら、自らの責任について熟慮を重ねてまいりました。その中で、私が考えた4つの責任について申し上げます。

まず、刑事的責任であります。これについては、検察庁及び検察審査会において捜査が尽くされた結果、不起訴が確定しており、刑事的責任は問われていないものであります。

次に、民事的責任であります。これについては、確定判決に基づき、市からの求償に基づく支払いを全て終えたことで、法的な責任については果たしたものであると捉えております。

3点目に、道義的責任であります。これについては、さきの議会でも申し上げておりますが、自治体の首長として市政に混乱を招いた道義的責任を明確にするため、3月会議において、しかるべき議案を提出する予定といたしております。

4つ目が、政治的責任であります。これについては、私も大変思い悩みました。政治的責任の取り方には2つあると考えますが、一つは、辞職することであり、いま一つは、今回の反省を糧として、これまで以上に市政運営に邁進することであり、この2つの選択肢について、多くの方々の御意見や御助言を頂きながら、熟慮に熟慮を重ねた結果、私は、「壱岐市政に心血を注ぐことによってその責任を果たしていく」と決断をいたしました。市民皆様とのお約束を放棄することなく、4期目の公約に掲げております「壱岐の未来へ必死 全ての産業振興に全力」

で取り組むことこそ、私が果たすべき政治的責任であると確信したところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による現在の壱岐市の状況を考えたこともその理由の一つであります。感染症の影響により市内経済が疲弊している中で、かねてから申し上げておりますように、早期の経済の回復・浮揚を目指し、さらなる壱岐市の振興発展と市民皆様の暮らしの向上に全力で取り組み、残りの任期を全うしてまいりたい覚悟でございます。

改めて、市民皆様には、このたび市政に混乱を招き、御心配、御不安をおかけしましたことを心からお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ただいま白川市長から損害賠償請求事件についての話がありましたが、この損害賠償請求事件について裁判は確定したということであります。その中で白川市長は残念な結果だというふうに言われますし、市民の皆さんに不安と心配をかけたというふうに言われます。反省するところは反省して真摯に取り組むという言葉がこの前の議会でも言われました。さっき言われましたように政治的責任の取り方ということも述べられましたが、まずこの判決の受け止め方ですね。白川市長は残念であったというふうに言われます。眞弓さんの前でも御挨拶されましたが、十分なお詫び、謝罪という点で極めて僕は不十分だったのではないかなというふうに思うわけですが、具体的に反省という点でどういうふうを受け止めてあるかということとは言われませんでした。とりわけ市長の判断で指名回避ができるというふうに壱岐市建設工事指名基準のほうに書いてあると。それに伴ってやったんだというようなことで、その判断が間違っていたというふうにはまだ述べていらっしゃいません。しかし、裁判は、市長選挙において反対候補を応援したことを理由に入札の指名回避を行ったことは明確だということで、その行為は恣意的でそして裁量権の逸脱、濫用であったというふうに出ております。この2点ですね。市長の行為は恣意的に行ったものだ。それから裁量権の逸脱、濫用があったという点で判決に記されております。この点でしっかり判決の内容を市長は受け止めていらっしゃるのか。そしてその上に、反省としてどういう立場を今いらっしゃるのか。そのことをまず一つ質問したいと思います。

それから2つ目、今責任の取り方ということで言われましたが、壱岐市の市職員の懲戒処分に関する指針というのを24日の議会でも森議員のほうから質問ありましたが、市長は地方公務員法には当たらないんだというようなことが総務部長のほうからも言われましたが、しかし、一般職員ではないという位置づけですけども、でもそれ以下でもないわけですから、責任の重大性から言ったらもう一般職以上に、一般の公務員以上に責任は重大であるというふうを受け止めるべきだというふうに思うわけですね。そういう意味で、この懲戒処分に関する指針を見ましても、

1、非違行為の動機、非違というのは法律に違反したですね。非違行為の動機、容態、結果などどのようなものであったかということですよ。それから、故意、過失の場合はどうだったのかと。非違行為を行った職員の職責はどうだったのかと。非違行為との関係はどうだったのかと。それから他の職員及び社会的に与える影響はどうだったのかと。というような総合的な判断で懲戒するんだというふうに指針は書いてあるわけです。それで見ると、地方公務員法に市長は直接当たらないにしても、しかしそれ以上の責任と立場にあるわけですから、この指針に沿った懲戒の基準を見て、一定の判断は必要じゃないかなと。今回の恣意的なものであったということと職権濫用だということが確定しているわけですから、それを受けた受け止め方はやっぱり辞職するしかない。責任の取り方はそれしかない。これから一生懸命頑張りますからと、そのような責任の逃れ方はないんじゃないかとそのように考えますが、辞任しないということであれば、やっぱり辞任しないその理由をもう一度市民の前に明らかにしていただきたいと思いますが。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

責任を十分取るべきではないかということでございます。まずは、この判決をどういうふうに思ってるかということでございますが、まず山口議員に取消しを願いたいことがございます。職権濫用が確定したとおっしゃいました。職権濫用はなかったということで刑事告訴は棄却され……。これは、職権濫用というのは刑事責任でございますけれども、それについては不起訴ということになっておりますので、そのことは確認をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。今回の民事訴訟については裁量権の問題でございます。その辺を申し上げておきたいと思っております。

この判決をどのように受け止めるか、受けておるかということでもありますけれども、先ほど来御報告を申し上げましたように真摯に受け止めておるわけでございます。その中であって、私方が主張したことが認められなかった。しかし、それは判決でございますから、真摯に受け止めるということでございます。地方公務員法の私の立場については、総務部長のほうがお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように私には4つの責任がある。それをそれぞれ熟慮に熟慮を重ね、皆さん方の御意見を聞いて、そして今後市政に心血を注ぐ、そういう決断をしたところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の懲戒処分の指針についての質問というか、それに関する質問に対してお答えをさせていただきます。

懲戒処分の規定については、先般の議会の中でお示ししたとおり、根拠規定は地公法にあると。

先ほど山口議員が御理解されておるとおりでございます。この指針に記してあると。懲戒処分については処分者、処分権者というのがあります。処分権者は任命権者でございます。その一つのところでまず根拠規定というのがない。そこは御理解頂きたい。そういうことでどういう責任を取るのかということは、先ほど市長が報告されました4つの責任の中で取られるというふうに思っております。

私から答えられることは以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 職権濫用ということではないというふうに言われましたが、裁量権の逸脱、濫用があったということは認めてあるわけですし、実際にそれを受けて刑が確定しているわけです。なおかつ、職権を、裁量権を逸脱、濫用したということで裁判が行われて、白川市長が言われた根拠が否定されて原告が裁判を勝利したわけですから、そういう面では残念というよりはしっかりと受け止めてもらうという立場が必要ではないかなということですね。政倫審なんかのときも係争中なので答えられないということでしたけども、もう裁判確定したわけですから、しっかり行政上でやっぱり裁量権を逸脱、濫用したんだということは認めていただくと。その立場に立ったら、やっぱり市長としてやるべきこと、この場合は国家賠償法の違法だったということも言われているわけですから、そういう非違行為に対してやっぱり公務員の一番上に立つ市長がしっかり判断すると、非違行為に対して自ら厳しく対応するというのが必要じゃないかなと。下の者に対しては厳しく非違行為に対して懲戒を行うという、そういう市長の立場からいったら、やっぱり自らにもっと厳しい対応をする。とりわけ市民の代表ですから。市民から選ばれた市長としての職責、その役割を鑑みて、今後やるというような、そこで責任果たすというのはやっぱり極めて自らの行為に対する責任逃れではないかなと思いますが、どうですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 御意見はいろいろあるわけでございますけれども、先ほど来申し上げますように、私の責任の取り方は先ほど来申し上げたとおりでございます。そのように考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） 辞職の意思はないというような表明であると思いますが、自らの選挙を応援しなかったからと、そういう選挙の公平性ですね。透明性とか、そういう民主主義の根幹に関わることに對して重大な違反をやったということになるわけですから、そこにしっかりとしたけじめをつける。それから、市長としてやっぱりやるべきことをやらずに、職としてのやっぱり汚したと。汚職ですね。裁量権の濫用というのは職を汚したことになる、私はそう思います。やっぱり市長としてあるべき姿をしっかりと示す上で、やっぱりこのような裁量権の逸脱

含めた裁判による損害賠償を求められて判決が確定した段階で、やっぱり清く身を引かれるということが市長としての職を汚した責任の取り方ではないかなというふうに思いますので、辞職を強く求めて、私の質問等は終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 私のほうからは、壱岐市政治倫理条例に基づいてちょっとお尋ねいたします。

今回の判決文を見まして、市長の裁量権の逸脱、濫用があったというところなんですけど、これの具体的な中身として、裁判等、ほかの議会の議事録等見ましたところ、指名基準に則った判断を市長がして指名をしなかったというふうにおっしゃってたんですけど、この判断が間違いだったというふうに思われているのかどうかということですね。これが、この判断が間違いだったということであれば、政治倫理基準第4条1項の4「市民の代表としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職責に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」とあります。この政治倫理基準に反するという認識はおありでしょうか。これが1つ目です。

2つ目が、また、第4条の2項「議員及び市長等は、前項の政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑が持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない」とあります。前回の政倫審でも係争中のために市民への説明はできないということで、自らしかるべき時期に説明を行うと明言されておりました。市民に対する説明責任として、具体的にいつどのような方法でその責任を果たされるのでしょうか。

以上の2つお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 政治倫理審査会につきましては、私はそれを、条項を、その条項によって私の行動を審査される立場でありますので、政治倫理条例についてのことは総務部長に説明をさせます。

それから、市民皆様への説明でございますけれども、本日ケーブルテレビで収録いたしまして、先ほど来申し上げた内容、ほぼその内容について、今のところ今月いっぱいぐらい市民の皆さんにケーブルテレビで御報告を申し上げたいと思っております。ということと、もちろん市報、それから、また市報等、それからホームページ等でなるべく多くのツールを使いまして、市民皆様にこのことについて御説明、御報告を申し上げたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 武原議員の御質問にお答えをいたします。

政治倫理条例につきましてはでございますけども、政治倫理審査会、御承知のとおり平成29年に既に第1回の、この件に関しまして審査が行われております。御説明のとおり、最終的には市

民への説明責任ということと言及されておると思っております。そのお答えに対しましては、先ほど市長が市民へ対する説明の術を申されましたので、そのことであると思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 今のお答えからしますと、前回の政倫審での内容、審議等は現在の状況とは違いますので、また、これはもともと政治倫理って条例としてあること自体、やはり議員及び市長等——市長、副市長、教育長、この方々に対する政治倫理についてを条例で定めているものと考えております。今回の判決を受けて、市長が自分はそれを言う立場ではないと今おっしゃったんですが、市長の裁量権の逸脱や濫用があったということは、この基準にのっとって判断したのが間違いだったということを含めて、先ほども言われました政治的な責任として、自分がどのようにお考えになってるのかというのももう少しお聞きしたかったと思います。

それに付け加えまして、また継続して市政に邁進するという決意を述べられておりますが、現在この判決を受けて市民はかなり、市民も動揺しております。2年前の選挙で信託を受けている市長が現在こういう判決を受けて、それを認めて賠償金も払われたということですよね。これを判決を認めた上で、この政治倫理基準に自分の行為を照らし合わせて考えていただきたいと思います。また、職責を継続したいということであれば、本来であれば市民からの信託を受けるというのが本来なら筋だと思っております。実際2年前と今とは状況が違いますので、そこら辺もう一度考えていただきたいと思っております。市長の英断が必要ではないでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 政治倫理審査委員会の審査については、審査委員会につきましては、市民が請求をするということでございますので、御理解いただきたいと思っております。私とその審査委員会に私のことを図るということにはなっておりませんので、御理解頂きたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。3回目。

○議員（3番 武原由里子君） 政治倫理審査会を開いてくださいというのではなく、この壱岐市政治倫理条例というところで政治的責任、倫理観ですよね。市長にとっての政治倫理を、今回の判決を受けてどのように受け止めておられるのかということをお聞きしたかったんです。政治倫理審査会を開いてくださいというのではなくて。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁は。白川市長。

○市長（白川 博一君） 本日、先ほど来御報告を申し上げました。御説明を申し上げました。その中にずっと申し上げました内容が私の今の心境でございます。武原議員おっしゃるように、当時の審査委員会からの御意見を真摯に受け止めておる、そういう心境でございます。この民事訴訟の結果について、改めてその状況が変わったということを受け止め方が変わるということ

は現時点でございません。やはりそのことについて私の主張が通らなかったということはございますけれども、私はこの民事訴訟というのは先ほど来申し上げますような責任の取り方をしたということで御理解賜りたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに御意見ありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 今、同僚議員の質疑を聞いておまして、私、市長は刑事事件を不起訴であったと、検察庁が不起訴にしたということを盾にこの民事裁判の結果を分析しておられる。私はこのことは間違いである。不起訴の理由は嫌疑不十分であったわけです。嫌疑不十分とは、白でもない、黒でもない。要するに、確定する証拠物件がそろってない、認定できないということの判決結果であったと思います。そして、今回、民事裁判における地裁の判決言渡し、いわゆるこんな言渡し文はめったにございません。普段は和解を勧告するのが一般的な民事裁判の型であります。しかし今回の場合は、裁量権の逸脱、市長が恣意的に行ったと。私は、これは元来刑事裁判で使われるべき文言であると、裁判長が発する言葉であるというふうに私は認識をいたしております。

そしてまた、壱岐市長である白川博一市長は、紛れもなく公務員であります。先ほど認識を示されましたが、国家賠償法第1条のじゅうようをされるものとかす。これはもう当然です。認識も私も全く一緒です。ならば、公務員は、故意または重過失にあった場合は、当該公務員に対して求償権を有する。当然求償権を有する。

そこでお尋ねをいたします。壱岐市損害賠償審査会、これは副市長以下10名、計11名において開催をされております。どうした理由で求償権を求めたのか。求償権を求めるに至った経緯を詳細に委員長に述べていただきたい。

2つ目、求償権を請求された自治体の長である市長は、求償権の行使を受け入れて支払いをしたのか。支払ったということであれば、罪状を素直に認めたということに相なると考えます。明確なる見解を求めたいと思います。

そして3点目、全く罪のない、いいですか、罪のない、無辜の島内企業を、権限を逸脱した公権力をもって、ましてや間接民主主義の根幹である選挙においてこうした事態が、指名回避とかいうことが行われることは、本当に民主主義の根幹を揺るがすことである。厳しく罰せられるべきと私は考えております。過去にもこういうことが、指名回避があつておるようであります。これは裁判の過程でもちゃんと述べておられます。そしてまた、民事裁判の最終口頭弁論におきまして、被告人の証言人が具体的証拠、確たる証拠がない中に、うわさ、風説の流布を盾に取って証人尋問をなさっております。証人発言をなさっております。これにおいても、裁判長は事実と認定をいたしておりません。

元来、選挙というのは政見公約を争いながら、新しい自治体、新しい姿を皆さんに指し示して

よりよい自治体をつくろうということにあるのに、どうしてこんなことがあっていいのでしょうか。政治家としての責任は重大である。私は辞任に値をするとはっきり申し上げたい。恥ずかしい、こういう壱岐市は。全国にこういうことが起こる。不名誉なことが全国に知れ渡る。非常に不名誉なことであります。

これを踏まえて、私の発言に対する答弁を求めます。まずは賠償等審査会の会長であります副市長に、そして、それから市長に答弁を求めます。

○議長（豊坂 敏文君） 眞鍋副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 損害賠償審査会の委員長である私への質問でございます。

今回の損害賠償審査会におきましては、判決文の中で、当裁判所の判断においては、争点、損害賠償及び相当因果関係を20ページのところに記載をされておりますけれども、「地方公共団体の長である被告白川が恣意的に行ったと解さざるを得ない。そうすると、本件指名回避には裁量権の逸脱、濫用があったと言える」ということがございました。そして、その中で、主文の中で国家賠償法の適用についても述べられておまして、それに該当するというところで今回損害賠償審査会の中でそのことを額の決定までしたところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の御質問でございます。

反省すべきは反省し、この判決を真摯に受け止めるということでお答えをさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 損害賠償等審査会の委員長であります副市長の答弁によりまして、いわゆる故意または重過失を認めたと、あったということで求償権を行使をしたと、請求したということに相なりますね。これは間違いはないですね。そうしないと求償権に値することがないわけですから。独立した機関ですから、市長に遠慮することは要らないんですよ。ちゃんとした独立した機関ですからね。

○議長（豊坂 敏文君） 副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 判決文を基に審査会を開催をして、それを決定をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。3回目。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 今後こういうことがあってはならない。絶対にあってはならない。あなたたちには権限は与えられているけど、権力は与えられてないんですよ。それを履き違えないように肝に銘じていただきたい。特に自治体の長は。皆さんを頼って、皆さん税を払って

いい政治をしてもらおうと考えてるんです。それをあたかも権力を有しておるかのよう。そんな自治体に未来はない。このことを申し上げ、質疑を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、以上で予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。

2月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会規規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和4年壱岐市議会定例会2月会議を終了いたします。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午前11時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 山口 欽秀

署名議員 中原 正博